

| | | | |
|-----------|------------|------|----|
| 講義名 | オ)民法A | | |
| 担当教員 | 八木 雅史 | | |
| 開講期・曜日・時限 | 前期 月曜日 2時限 | 授業形態 | 講義 |
| 履修開始年次 | 2年生 | 単位数 | 2 |
| 備考 | | | |

主題と概要

私達は様々な権利や義務に囲まれて生活している。いや、より正確には、様々な権利や義務に関わりながら生活している。食べ物や衣服などの生活必需品を始め、娯楽品やぜいたく品、現金宝石などの大切な財産を他人から守ってくれている権利(物権)もあれば、自分の運命を託すほどに信頼した他人の約束を期待通りに守ることができる権利(債権)もある。また、私たちに生活の場面に様々な義務(家に対する扶養義務など)が法律によって負わされることになるし、自ら作りあげた人間関係に基づいて新たな義務(契約当事者間の義務)が発生することになる。この社会において生活するということは、これらの権利や義務と関わりながら生きていくことを意味する。したがって、どのような権利か、そして義務が自分のものになるかということが、どのような生き方をするのかが、どのような人生を送るのかが決定することにもなる。それゆえ近代社会では、自分の権利や義務を違ふことができるのは本人自身であるとする「私的自治の原則」が謳われているのである。では、そもそも生活に不可欠なこれらの権利や義務と、私たちどのような関係に立つのか? 私達が自分の意思に基づいて、生活し人生を送ろうとするのであれば、実際にどのような権利や義務が世の中にあるのか、またどうすればそれらの権利義務を作り出し、あるいは消滅させることができるのかを学ばねばならない。本授業の到達目標でもある。

到達目標

(1)日常生活やビジネス上の様々な人間関係において、法的にどのような種類の利益が権利として保護され、どのような種類の負担が義務となり強制されるのかを学ぶことにより、いろいろな人間関係における適切な利益衡量が行えるようになる。
(2)権利や義務の法的な性質を学ぶことにより、他人との間で生じる様々な種類の紛争解決のためにどのような具体的な行動をとるべきか判断できるようになる。
(3)法体系の基本的な仕組みや裁判制度を学ぶことにより、社会人としてふさわしい行動が身につくようになる。
(4)法的三段論法の手法が身につくことで、民法 その他の制定法や契約書の読み方が理解できるようになる。

提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を期間中に課することになる(RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示)。単なる耳学問とならないためにもがんばって自分の頭で考えることを通して人生の財産となるような授業にしたい。

課題(レポートや小テスト等)に対するフィードバック

各回のレポート、小テスト期間中にRYUKA Portalの講義連絡欄での配布資料としてレポート課題についての解答例を配布することになっているので、各自それを受け取ったうえで、自分が提出したレポートと比較することで、法学的なレポートの書き方や講義内容の理解の向上につなげることを。

評価の基準

本授業では、期間中に3回ないし4回のレポートの提出を課します(RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示)。内容は、授業で学んだ民法に関する知識を使って、身活に生じうる紛争の法的に適切な解決を考えたらう事例問題とするつもりです。対面授業の学生もオンデマンド授業の学生も、提出されたレポートについて同じ基準で採点し、その総合評価により成績をつけます。

履修にあたっての注意・助言他

後掲の授業計画の記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているので、毎回の受講の前には必ず目を通してください。また、毎回授業の終了後には、授業で使ったレジュメと自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと。自分で理解ができたと思うまで、時間をかけて十分に自己学習をすること。また本業民法(財産法)は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Bの履修を履修することを是非期待する。

授業開始前に次の事業で隣のトレーニングを。
「18限のAが講義開始を申し入しようとしたら役員から親の同意を得てほしいと言われたので、親の印鑑を勝手に使って同意書を作ってきたが、契約は有効か。」
「Bが丸飲のつもりで友人に、100万円もって来たらいつでも俺のボルシェを売ってやるよ、と言ったところ本当に100万円持って来たたらどうなるのか。」

履修にあたっての注意・助言他

後掲の授業計画の記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているので、毎回の受講の前には必ず目を通してください。また、毎回授業の終了後には、授業で使ったレジュメと自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと。自分で理解ができたと思うまで、時間をかけて十分に自己学習をすること。また本業民法(財産法)は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Bの履修を履修することを是非期待する。

授業開始前に次の事業で隣のトレーニングを。
「18限のAが講義開始を申し入しようとしたら役員から親の同意を得てほしいと言われたので、親の印鑑を勝手に使って同意書を作ってきたが、契約は有効か。」
「Bが丸飲のつもりで友人に、100万円もって来たらいつでも俺のボルシェを売ってやるよ、と言ったところ本当に100万円持って来たたらどうなるのか。」

| | | | | | |
|-----|-------|-------------------------|-------|--|--|
| 教科書 | .民法入門 | 生田敬康・畑中久彌・道山治延・袁翰請博・柳葉子 | 法律文化社 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

プリント資料及び参考文献

・毎回授業開始時までRYUKA Portal「講義連絡」での添付資料として授業内容のレジュメとPDF資料を配布し、レジュメに沿って授業を行う。
(参考文献)
「リーガルベシス民法入門」(第2版)道垣内弘人 日本経済新聞社
「民法総論」平野裕之 日本評論社
「物権法」平野裕之 日本評論社
「コア・テキスト民法 民法総論」(第2版)平野裕之 新世社
「コア・テキスト民法 物権法」(第2版)平野裕之 新世社
「新プリメール民法」民法入門・総論」中田・後藤・鹿野 法律文化社

- 授業計画**
- 民法典鳥瞰図 (T.1p~4p)
(権利義務の区別はよくこ)
 - 財産法概説 (T.5p)
(近代社会の実現のために)
 - 条文の役割とその構造 (T.9p)
(条文が教えてくれること)
 - 『私的自治の原則』と法律行為 (T.21p~25p)
(自分のことは自分で決める!)
 - 意思能力と行為能力 (T.12p~16p)
(子ども扱ひすることの意味)
 - 心裡留保と通謀虚偽表示 (T.15p~30p)
(嘘つきは損をする)
 - 錯誤と詐欺強迫 (T.30p~34p)
(不本意でも約束は約束?)
 - 錯誤と詐欺強迫 (T.30p~34p)
(不本意でも約束は約束?)
 - 『自由所有権』(T.51p~59p)
(物権の王様は所有権)
 - 制限物権いろいろ(用益物権)
(所有権の敵の味方?)
 - 担保物権《留置的効力》(T.75p, 78p)
(債権者にとっての『お守り』)
 - 担保物権《優先的効力》(T.75p~79p)
(最強!のはあなただけ?)
 - 『物権変動』の意思主義 (T.61p~69p)
(資料手!たいであなただのものよ)
 - 対抗問題 (T.70p~72p)
(勝つか負けるか登記で決まる)
 - 即時取得(善意取得) (T.72p~73p)
(負しるは負けずにお金)

授業形態(アクティブ・ラーニング)

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------------------|
| ア:PBL(課題解決型学習) | イ:反転授業(知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態) |
| ウ:ディスカッション、ディベート | エ:グループワーク |
| オ:プレゼンテーション | カ:実習、フィールドワーク |
| キ:その他(A型でもあるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合) | |

準備学修(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間

本シラバスの授業計画記載の中で、各回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているので、毎回の受講の前には必ず目を通してください。(予習として2時間)
また、毎回授業の終了後には、授業で使ったレジュメや教科書と自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと。自分で理解ができたと思うまで、十分に時間をかけて自己学習をすること。(復習として2時間)

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

・商学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
「各業界の動向や問題点を理解するための基礎知識を身につけるためには、業界ごとに関わる法体系を理解する必要があり、また「企業 マネジメントに関する問題探索、課題提案ができる」ためには、法律に基づく紛争解決の仕組みを学ぶ必要がある。本授業の到達目標が貢献する。
・経済学部経済学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
「現代社会の問題を幅広い観点から考察し、課題を提案することができる」ためには、日常生活やビジネス上の様々な人間関係に関わる法体系と当事者の権利義務を学び、紛争の法的解決の仕組みを知っておく必要がある。本授業の到達目標が貢献する。
・経済学部経済情報学科の卒業認定・学位授与の方針(各コース共通)
「経済に関する十分な知識・・・を身に付け、るためには、社会や経済の仕組みを作りまた様々な規制を 作り出している法体系と経済活動に関わる当事者の権利義務を学び、また紛争の法的解決の仕組みを知っておく必要があるので、本授業の到達目標が貢献する。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

この科目では、対面授業とオンデマンド授業を並行で開講します。対面授業を履修登録した学生は、指定された教室で受講してください。オンデマンド授業を履修登録した学生は、RYUKA Portalの講義連絡欄で入手したURLを使って授業動画を視聴してください。なお、どちらの場合も毎回必ずRYUKA Portalの講義連絡欄を確認して、配付資料の存在やレポート課題の有無を確認するようにしてください。また対面授業で受講している学生が、新型コロナウイルス感染症などの学域感染症の影響で一時的に通学が困難となり教室での受講ができなくなった場合には、担当教員が通学停止期間中に限ってオンデマンド授業用の動画の視聴を指示することがあります。